明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護保険法」を加え、「介護予防・日常生活支援総合事業」を「旧介護予防・日常生活支援総合事業（旧介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号及び第二号並びに第二項各号（地域支援事業）に掲げる事業をいう。）」に改め、同項第十三号中「及び介護予防（介護予防訪問介護等」を「、介護予防（介護予防訪問入浴介護等」に、「限る。）並びに」を「限る。）及び介護予防・日常生活支援（生活保護法第十五条の二第七項（介護扶助）に規定する第一号訪問事業、第一号通所事業及び第一号生活支援事業による支援に相当する支援（厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものに限る。）並びに」に改め、「（介護扶助）」を削る。

第十六条第一号中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法」に、「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の」に、「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律」を「高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律」に、「独立行政法人国立国際医療研究センター」を「国立研究開発法人国立国際医療研究センター」に改める。

第十八条第一項ただし書中「この条」の下に「及び第十八条の三第一項」を、「規定する輸出物品販売場」の下に「（同条第八項の規定により輸出物品販売場とみなされるものを含む。）」を加え、「次項に」を「以下この条から第十八条の四までに」に改め、「次項第一号ハ」の下に「及び第十八条の三第一項」を加え、同条第二項第一号中「この条」の下に「及び第十八条の三第一項」を加え、同号イ中「第十六条」を「第十四条の二若しくは第十六条」に、「乗員上陸、緊急上陸等」を「上陸」に改め、「規定する」の下に「船舶観光上陸許可書」を加え、同項第三号中「この号、次号及び第七項」を「この条及び次条第二項」に改める。

第十八条の次に次の三条を加える。

（輸出物品販売場の許可に関する手続等）

第十八条の二　法第八条第六項の許可を受けようとする販売場を経営する事業者は、財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。ただし、次項第二号に規定する手続委託型輸出物品販売場に係る同条第六項の許可を受けた事業者が、当該許可に係る特定商業施設内においてその販売場を移転するときは、この限りでない。

2　税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、次の各号に掲げる輸出物品販売場の許可の区分に応じ、法第八条第六項の許可をし、又は当該各号に定める要件を満たさないときは、その申請を却下する。

一　当該販売場において非居住者に対して譲渡する物品に係る法第八条第一項の規定の適用を受けるための手続（以下この条及び次条において「免税販売手続」という。）が、当該販売場においてのみ行われる輸出物品販売場（以下この条から第十八条の四までにおいて「一般型輸出物品販売場」という。）の許可　当該販売場が次に掲げる要件の全て（基地内輸出物品販売場にあつては、イ及びハに掲げる要件）を満たすこと。

イ　法第八条第六項各号に掲げる要件の全てを満たす事業者が経営する販売場であること。

ロ　現に非居住者が利用する場所又は非居住者の利用が見込まれる場所に所在する販売場であること。

ハ　免税販売手続に必要な人員を配置し、かつ、免税販売手続を行うための設備を有する販売場であること。

二　当該販売場において非居住者に対して譲渡する物品に係る免税販売手続が、当該販売場の所在する特定商業施設内に一の承認免税手続事業者が設置する免税手続カウンター（他の事業者が非居住者に対して譲渡する物品に係る免税販売手続につき、承認免税手続事業者が代理を行うための施設設備をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）においてのみ行われる輸出物品販売場（以下この条及び次条において「手続委託型輸出物品販売場」という。）の許可　当該販売場が前号イ及びロに掲げる要件（基地内輸出物品販売場にあつては、同号イに掲げる要件）を満たし、かつ、当該販売場を経営する事業者と当該承認免税手続事業者との間において、次に掲げる要件の全てを満たす関係があること。

イ　当該販売場において譲渡する物品に係る免税販売手続につき、代理に関する契約が締結されていること。

ロ　当該販売場において譲渡した物品と当該免税手続カウンターにおいて免税販売手続を行う物品とが同一であることを確認するための措置が講じられていること。

ハ　ロに規定する物品に係る免税販売手続につき、必要な情報を共有するための措置が講じられていること。

3　手続委託型輸出物品販売場に係る法第八条第六項の許可を受けた事業者は、当該許可に係る特定商業施設内においてその販売場を移転するときは、その移転する日の前日までに、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書に財務省令で定める書類を添付して、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

4　前三項に規定する特定商業施設とは、次の各号に掲げる販売場の区分に応じ当該各号に定める場所又は施設をいう。

一　商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）第二条第一項（人格及び住所）に規定する商店街振興組合の定款に定められた地区（同法第四十二条第一項第三号（定款）に掲げる地区をいう。）に所在する販売場（当該商店街振興組合の組合員が経営する販売場に限る。）　当該地区

二　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三条第一号（種類）に規定する事業協同組合の定款に定められた地区（同法第三十三条第一項第三号（定款）に掲げる地区をいう。）に所在する事業者が近接して事業を営む地域であつて、その大部分に一の商店街が形成されている地域に所在する販売場（当該事業協同組合の組合員が経営する販売場に限る。）　当該地域

三　大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第二条第二項（定義）に規定する大規模小売店舗内にある販売場　当該大規模小売店舗

四　一棟の建物（前号に規定する大規模小売店舗に該当するものを除く。）内にある販売場　当該一棟の建物

5　前項の規定にかかわらず、同項第一号に定める地区又は同項第二号に定める地域（以下この項において「地区等」という。）にあつては、当該地区等と次に掲げる場所をあわせて一の特定商業施設（前項に規定する特定商業施設をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）として、第一項から第三項まで、次項、第七項、第十一項及び第十四項並びに同条第一項の規定を適用することができる。

一　当該地区等に隣接する他の地区等（当該隣接する他の地区等に隣接する他の地区等を含む。）

二　当該地区等を管轄する税務署の管轄区域内に所在し、かつ、当該地区等に近接している他の地区等

6　第二項第二号に規定する承認免税手続事業者とは、次に掲げる要件の全てを満たす事業者（法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）で、一の特定商業施設内に免税手続カウンターを設置することにつき、その納税地を所轄する税務署長の承認を受けた者をいう。

一　現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る。）がないこと。

二　当該免税手続カウンターに免税販売手続に必要な人員を配置すること。

三　当該事業者が、法第八条第七項の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、又は第九項の規定により承認免税手続事業者の承認を取り消され、かつ、その取消しの日から三年を経過しない者でないことその他免税手続カウンターを設置する承認免税手続事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。